

後期授業料免除申請について(4年生～専攻科2年生)

このことについて、授業料減免を希望する学生は、下記の期間中に学生課学生係で申し込んでください。なお、期限を過ぎての申込みはできませんので注意してください。

記

書類受取期間 **7月28日(金)～9月27日(水)**

書類提出期限 **10月5日(木) 17時** ※書類受取後の必要書類提出期限

対象者 次のいずれかに該当する者

高等教育の修学
支援新制度による
授業料減免

①これから、日本学生支援機構給付奨学金 在学採用申込をする者

国立高専機構
における授業
料免除制度

②授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者が死亡した者又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者

④授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった者

⑤学資負担者が、新型コロナウイルス感染症の影響で、国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給している者、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっている者

その他

- ・書類提出者からは、結果が確定するまで授業料の引落を行いません。
- ・日本学生支援機構 給付奨学金の募集案内は、9月予定です。
4年生の以上の学生は、併せて申請してください。
- ・既に授業料免除を受けている学生は、別途該当者へ案内する継続申請を行ってください。(本案内は「新規申請」となります)

以上